

林業・木質バイオマス発電の成長産業化に向けた研究会の設立について

1. 趣旨

バイオマス発電は、①エネルギー自給率の向上、②災害時などにおけるレジリエンスの向上、③我が国の森林整備・林業活性化などの役割を担い、地域の経済・雇用への波及効果が大きい等の多様な価値を有する電源である。

他方、木質バイオマス発電のコストの7割を占める燃料費の低減に加え、木質バイオマス燃料の安定供給における持続可能性確保の観点からの課題が存在している。

本研究会は、木質バイオマス発電の発電事業としての自立化と、木質バイオマス燃料の供給元としての森林の持続可能性の確保を両立させるため、経済産業省、農林水産省、及び関係事業者団体等が、課題認識を共有するとともに、課題解決に向けた方策を官民連携により検討するための場として設置する。

2. 事務局

研究会に係る事務は、農林水産省及び経済産業省が行う。

3. 議事の公開

研究会は原則公開とする。また、議事概要を作成し、資料とともに公表する。ただし、事務局が特に必要と認めるときは、議事を非公開とすることができる。また、議事概要及び資料の全部又は一部を公表しないものとするすることができる。